

令和7年度 小樽市省エネルギー診断補助金の手引き

1 趣旨

ゼロカーボンシティ小樽市の実現に向けて、小樽市内の事業者の脱炭素経営に向けた取組を支援するため、省エネルギー診断を受診した事業者に対して補助金を交付します。

2 補助対象事業

令和7年4月1日から申請日までに市内に所在する事業所において省エネルギー診断等を実施するもの。

【省エネルギー診断等とは】

本補助では、以下の省エネルギー診断及び支援を対象としています。内容や料金など詳細についてはそれぞれの事業を確認してください。

診断機関	診断等名称
一般財団法人 省エネルギーセンター	【中小企業等エネルギー利用最適化推進事業】 ・省エネ最適化診断 ・ステップアップ診断 (参考 URL) https://www.shindan-net.jp/service/shindan 
一般社団法人 環境共創イニシアチブ	【中小企業等エネルギー利用最適化推進事業】 ・省エネ診断（ウォークスルー診断、IT 診断） ・伴走支援 (参考 URL) https://shoeneshindan.jp/ 
パートナー 省エネ支援機関	省エネ・地域パートナーシップ制度におけるパートナー省エネ機関が実施する省エネ診断 (参考 URL) https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/chiiki_partnership/index.html 

※ （一財）省エネルギーセンター・（一社）環境共創イニシアチブが実施する省エネ診断は、経済産業省補助金の対象事業のみ対象です。

※ 同一内容による診断等については、同一事業所につき補助は1回に限りませんが、省エネ診断を受診後に受けられるサービスについては、合計した料金で申請することが可能です。

例	申請	備考
（一財）省エネルギーセンターの省エネ最適化診断とステップアップ診断を受診する場合	○	それぞれの診断料金を合計した金額で申請可能
（一社）環境共創イニシアチブの省エネ診断を受診後、伴走支援を受ける場合	○	それぞれの料金を合計した金額で申請可能
（一財）省エネルギーセンターの省エネ最適化診断と（一社）環境共創イニシアチブの省エネ診断を受診する場合	×	どちらか一方の診断のみが対象となります。

3 補助対象者

次の要件全てを満たしている者

- ① 補助金の交付を受けようとする事業所において、過去に小樽市省エネルギー診断補助金交付要綱における同一の内容による補助金の交付を受けたことがないこと。
- ② 小樽市税に滞納がないこと。
- ③ 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第5条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

4 補助対象経費・補助金額

省エネ診断機関に支払った診断料全額（1事業者につき上限5万円）

※ 消費税及び地方消費税・印紙税・振込手数料は補助対象経費から除きます。

※ 同一事業者が複数の事業所において省エネ診断等を実施した場合は、診断等を実施した全ての事業所の省エネ診断機関に支払った費用を補助対象経費とします。（省エネ診断機関によっては、複数の事業所の診断を受診できない場合がありますので、各機関に確認してください。）

5 申請期間

令和7年4月15日（火）～令和8年2月27日（金）

※ 予算額を超える申請があった場合は、期間内であっても申請受付を終了します。なお、この期間は、省エネ診断機関への申込みが完了し、関係書類を添えて市に補助金の申請書類を提出する期間であり、省エネ診断等の申込期間ではありません。省エネ診断等の申込期間は、診断機関によって異なりますので、各省エネ診断機関に確認してください。

6 提出書類

(1) 申請書類

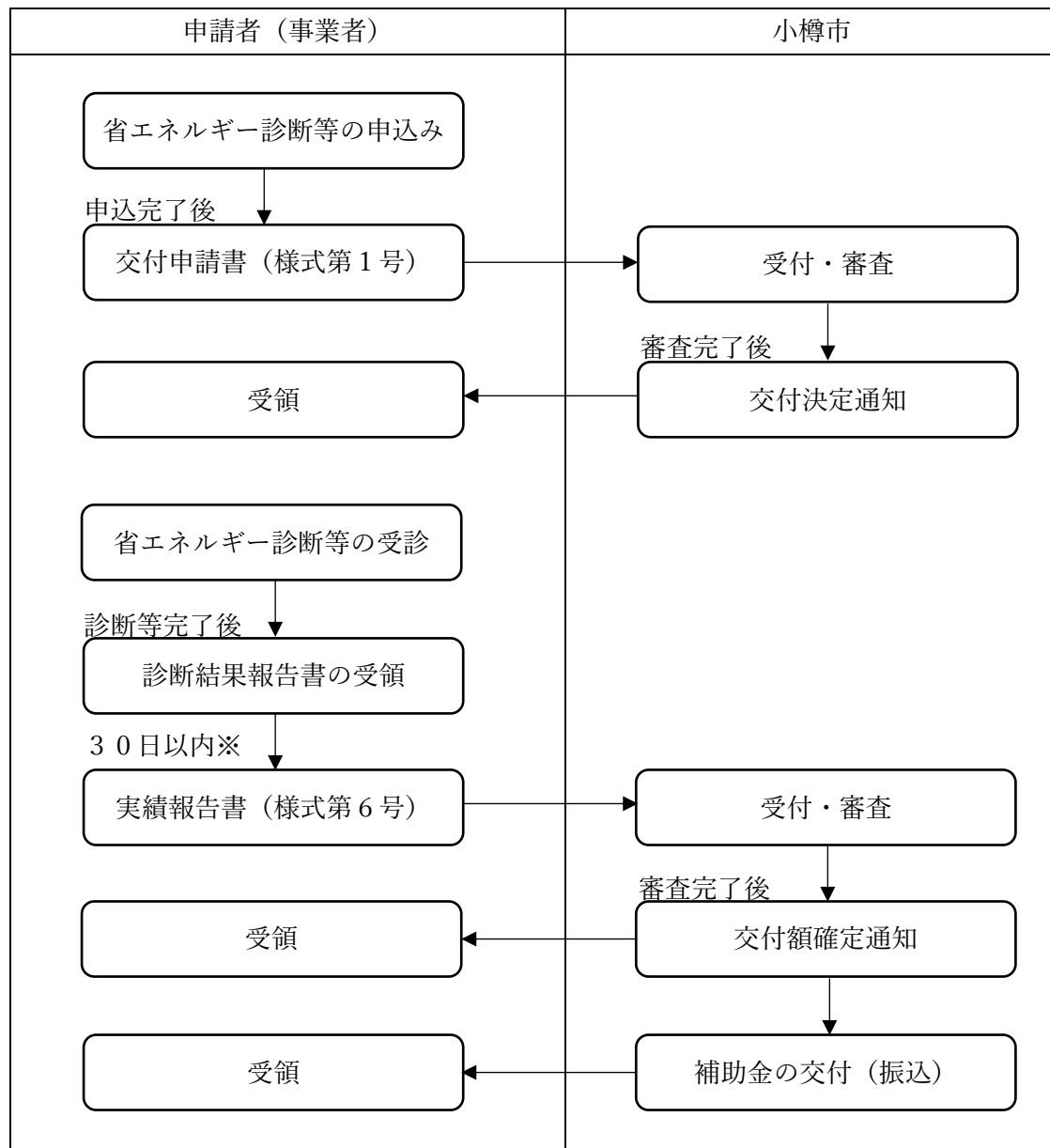
- ① 小樽市省エネルギー診断補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③ 省エネ診断等の申込みを証する書類の写し

(2) 実績報告

省エネ診断の報告書を受理してから30日を経過した日又は令和8年3月31日（火）までのいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

- ① 小樽市省エネルギー診断実績報告書（様式第6号）
- ② 省エネ診断等結果報告書の写し
- ③ 実施年月日、実施場所及び診断等を受けた者を証する書類の写し（②の書類により確認できる場合は、省略可。）
- ④ 省エネ診断等の支払いを証する書類の写し
- ⑤ 振込先通帳の写し

7 補助金交付の流れ



※ 実績報告書は、省エネ診断等結果報告書を受理してから30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

8 問合せ・申請書類提出先

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市生活環境部環境課 電話0134-32-4111（内線327・328）

※ 申請書類は、押印が必要なため郵送又は持参にて提出してください。（郵送の場合、提出期限があるものは、期限日必着）